

令和8年度葛飾区地域活動団体事業費助成制度募集要項（後期）

1 事業費助成の目的

本制度は、区内で活動する地域活動団体が区民を対象として行う地域や社会に貢献する事業を支援するため、地域活動団体が行う助成を必要とする事業を募集し、その事業費の一部を助成します。

また、本助成制度は「地域活動団体事業費助成金交付要綱」に基づき、募集、審査等を行います。

2 申請の流れ

過去の申請の有無に関わらず事前確認を行います。 事前確認を終えた申請書を改めて提出していただき、申請の受付は完了となります。（提出先は5ページに記載しています。）

①申請書案の準備	下記「3 提出書類」の(1)～(6)をご準備ください。 ※ 様式は区のホームページからダウンロードできます。
②事前確認	申請書の案を提出し、区の事前確認を受けてください。内容を確認後、区から申請書の「担当者連絡先」欄に記載の方へご連絡します。（必要に応じて申請書の修正等あり）
	受付期間：令和8年7月1日（水）から7月24日（金）午後5時まで
	提出方法：メール・FAX・郵送・持参のいずれか
③申請書提出	<u>事前確認の終了後、期限までに申請書原本を提出してください。</u> ※ 事前確認と異なる内容での申請は受付できません。
	受付期間：令和8年7月1日（水）から8月3日（月）午後5時まで
	提出方法：郵送または持参

※②・③とも、提出時、通信の不具合や郵便の遅配等があっても、受付期間外の提出は受付できません。

3 提出書類

- (1) 申請書類チェックリスト
- (2) 地域活動団体事業費助成金交付申請書（第1号様式）
- (3) 事業計画書（第1号様式の2）
- (4) 事業収支計画書（第1号様式の3）
- (5) 申請団体の規約又はそれに準ずるもの
- (6) 申請団体の構成員名簿（住所、氏名、団体の役職がある者はその役職を記載のもの）

※参考として、その他資料の提出をお願いする場合があります。

※(1)～(4)の様式は葛飾区ホームページからダウンロードできます。

▶トップページ → [区政情報](#)

→ [地域活動団体](#)

→ [地域活動団体事業費助成について](#)

4 申請できる団体の要件

公益の増進に寄与する団体で、以下の項目すべてに該当する団体とします。

- (1) 営利を目的とせず、地域や社会に広く貢献する活動を行うもの
- (2) 事業の活動が主に葛飾区内であること
- (3) 5人以上の構成員を有し、その過半数が区内在住又は在勤、若しくは在学しているもの
- (4) 団体の運営に関する明文化された規約又はそれに準ずるもの及び構成員名簿を備えているもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とせず、公序良俗に反する恐れのないもの
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的としていないもの
- (7) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下でないもの

5 助成の対象となる事業

上記の要件を満たした団体が、主に葛飾区民を対象に行う地域活動で、以下の活動分野のうち1つ以上に該当するものとします。(申請日以降に実施し、令和9年3月31日までに終了するもの)

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動	(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動	(6) 災害救援活動
(7) 地域安全活動	(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(9) 国際協力の活動	(10) 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
(11) 子どもの健全育成を図る活動	(12) 情報化社会の発展を図る活動
(13) 科学技術の振興を図る活動	(14) 経済活動の活性化を図る活動
(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	(16) 消費者の保護を図る活動
(17) その他、公益目的に合致する活動	

※本助成金の申請は、同一年度について1団体につき1事業に限ります。

※サークル活動や団体内部のみを対象とした事業等は対象となりません。

6 助成金の額

対象者の区分	助成金の額	上限額
基準日において活動実績が1年以上の団体	助成対象経費の2分の1の額	30万円
基準日において活動実績が1年未満の団体	助成対象経費の全額	10万円

- ・助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。
- ・活動実績の基準日は、後期は令和8年10月1日とします。
- ・助成金の額は、①上表から算出した額と、②事業にかかる経費の総額から収入額(区助成金を除く)を差し引いた額のうち、少ない方の額となります。
- ・助成金の額は、事業終了後、実績報告書を審査したのち確定します。

7 助成の対象となる経費

- ・助成対象となる事業を実施するために直接必要になるもの
- ・申請日以降、令和9年3月31日までに支払いをするもの
- ・要件を満たした領収書・受領書の原本（コピー不可）が提出できるもの

<対象経費の内容と該当・非該当例>今年度からの変更点については波線を引いてあります。

対象経費	内 容	対象となる例	対象とならない例
謝礼金	講師・専門家などに支払う謝礼金	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会専門家講師謝礼 ・伝統芸能等公演団体への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体構成員への謝礼 ・現金以外の物品等による謝礼 ・1回1人当たり20,000円を超える謝礼
使用料 賃借料	物品や場所などを借り、使用するための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・音響機材レンタル料 ・レンタカー借り上げ料 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体が直接使用することのない使用料
委託料	事業を効率的に実施するための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台設営、撤去の委託 ・音響機器操作委託 ・看板作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の実施に係る一切を他団体に委託 ・申請事業の記録を目的とした撮影等委託
印刷費	印刷に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターなどの印刷 ・コピー代 ・写真印刷代 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業以外の事業に関するチラシ、ポスターの印刷
役務費	サービスの利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送料 ・資器材、物品などの運搬費用 ・保険料（事業実施に係る傷害保険など） ・道路使用許可手数料 ・振込手数料 ・新聞折り込み費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代 ・交通費 ・入場料等 ・光熱水費 ・電話代 ・ホームページに係る費用
消耗品費	消耗品類・製作に必要な材料等の購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の実施に必要な事務用品類 ・申請事業で調理を行う場合に必要な食材費 ・印刷用紙 ・プリンターインク ・材木等の材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄用の物品 ・<u>飲食費（申請事業で調理を行う場合に必要な食材費を除く全て）</u> ・個人、団体に帰属する高額な物品 ・贈答品、金券類 ・販売事業者以外から購入した物品 ・<u>税込単価20,000円を超える物品</u>
その他	区長が特に認める経費		

※以下の経費は助成の対象となりません。

- ・申請団体の経常的な活動に要する経費（維持・運営に関する経費、備品の購入、構成員の人件費）
- ・申請団体及び構成員が所有する物件や物品の使用料など申請団体及び構成員に支払う経費
- ・すでに所有している物品等の修理、修繕に係る経費
- ・本制度の趣旨や事業実施の目的に沿わないと審査会で判断される経費
- ・申請団体以外の団体や個人が申請団体に代わって行った支出（いわゆる立替払い）を充当する経費

8 事業費助成を申請する時の注意点

(1) 葛飾区から他の制度による助成(助成金・物品支給等)を受けている事業は、助成の対象となりません。

国や他の自治体、民間からの助成(助成金・物品支給等)は含みませんが、収入予定として事業収支計画書には必ずご記入ください。(事業費助成と国や他の自治体、民間からの助成を併給で申請する場合は、他の助成が併給可能であることを確認のうえ、申請してください。)

(2) 申請書類及び添付書類は全てA4判とし、ホチキスは使用しないでください。

(3) その他詳細については「地域活動団体事業費助成金交付要綱」等をご覧ください。

9 実績報告書の提出について(事業終了後の手続き)

助成決定を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内(令和9年3月に終了する事業については、令和9年4月9日(金)まで)に、以下の実績報告書類を提出してください。詳細は、交付決定通知に同封してお知らせします。

- ① 実績報告書(第8号様式)
- ② 収支報告書(第8号様式の2)
- ③ 助成対象経費の支出にかかる領収書の原本
- ④ 事業当日の実施内容や参加者の様子が分かる写真
- ⑤ ポスターやチラシ、プログラム等の事業の内容がわかるもの

10 その他

・審査は、「地域活動団体事業費助成金交付要綱」に基づき行われます(「交付要綱」別表2に審査基準があります)。審査会委員の構成は以下のとおりです。

学識経験者・地域活動経験者	3人以内
区職員	政策経営部長・地域振興部長

・助成決定を受けた団体は、当該経費にかかる貴団体の帳簿類を5年間保管願います。

11 申請後のスケジュール

後期の申請

※申請前に必ず事前確認が必要です

- ① 申請の事前確認 7/1 (水) ~7/24 (金)午後5時まで
- ② 申請書提出 7/1 (水) ~8/3 (月) 午後5時まで

後期審査会 (9月中旬~下旬)

審査会は、審査基準に基づき申請書類を審査し、助成金の交付団体を選定します。

助成金交付決定 (10月中旬)

審査会で選定された団体の事業について助成金の交付を決定し、団体に交付決定通知を送付します。

助成金交付 (11月上旬~中旬)

交付決定を受けた団体から提出される請求書に基づき、助成金を交付します。

事業終了/実績報告書の提出

助成金を交付された団体は、当該事業終了後1か月以内(令和9年3月に終了する事業については令和9年4月9日(金)までに、実績報告書を提出してください。

助成金額の確定・精算

実績報告書をもとに助成金額を確定し、その結果を通知します。確定額が既交付額を下回る場合は、差額を返還していただきますので、同封する納付書にてお振り込みください。

<申請書提出・問い合わせ先>

葛飾区地域振興部地域振興課地域活動推進係 (区役所4階405番窓口)

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-5654-8229 月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時まで(祝日を除く)

FAX 03-5698-1510 メール 050400@city.katsushika.lg.jp

※メールをお送りいただく際、件名を『(団体名) 事業費助成事前確認』または『(団体名) 事業費助成問い合わせ』としてください。